

高額医療・高額介護合算療養費制度

問 保険年金課 ☎(55)71119  
高齡福祉課 ☎(55)71116

▼制度内容／1か月間にかかった医療保険の自己負担額が高額になった場合は「高額療養費」「介護保険の自己負担額が高額になった場合は「高額介護サービス費」が申請により支給されます。

さらに、1年間に医療保険と介護保険の自己負担の合算額が基準額(別表参照)を超えた場合、超えた分が申請により支給されます。

所得区分		後期+介護	医療保険+介護(70歳以上)	所得区分	医療保険+介護(70歳未満)
現役並み所得者 (課税所得690万円以上)	現役並み所得者Ⅲ (課税所得380万円以上)	212万円	212万円	ア (901万円超)	212万円
	現役並み所得者Ⅱ (課税所得145万円以上)	141万円	141万円	イ (600万円超 901万円以下)	141万円
	現役並み所得者Ⅰ (課税所得145万円以下)	67万円	67万円	ウ (210万円超 600万円以下)	67万円
一般 (課税所得145万円未満)		56万円	56万円	エ (210万円以下)	60万円
低所得Ⅱ		31万円	31万円	オ (住民税 非課税世帯)	34万円
低所得Ⅰ		19万円	19万円		

▼支給条件

・算定期間：令和4年8月診療分から令和5年7月診療分まで

・計算対象：令和5年7月末時点で加入している医療保険ごとに計算します。

・計算対象になる自己負担額：高額療養費・「高額介護サービス費」として支給された額を差し引いた金額の合計が計算対象となります。

ただし、医療保険・介護保険ともに、計算対象となる自己負担額があること(例えば、国民健康保険の被保険者が介護認定を受けていない場合は、対象とはなりません。)

※計算対象の金額が基準額(別表)から500円を超えない場合は、支給されません。

▼申請手続

【愛西市国民健康保険・後期高齢者医療保険の被保険者】

対象となる被保険者へ郵送でご案内しますので、申請してください。

▼必要書類

・健康保険証(国民健康保険被保険者証または後期高齢者医療被保険者証)

・自己負担額証明書(算定期間内で医療保険者・介護保険者に変更になった場合(必要))

・振込先通帳

・マイナンバーカードまたは通知カードなど個人番号が確認できるもの

▼申請先  
保険年金課または各支所

【被用者保険(会社の保険)や愛西市以外の国民健康保険・後期高齢者医療保険の被保険者】

申請先、申請方法は、令和5年7月末にご加入の医療保険者(会社など)にお問い合わせください。

4月2日は世界自閉症啓発デー

問 社会福祉課 ☎(55)71115

毎年4月2日は国連総会の決議で「世界自閉症啓発デー」とされており、日本では4月2日～8日を「発達障害啓発週間」としています。

自閉症をはじめとする発達障害は、親の育て方や本人の努力不足ではなく、脳の発達の仕方の違いが原因とされています。コミュニケーションが苦手で、誤解されることが多く、人混みや大きな音や光が苦手など、生きづらさを感じている方がいます。この機会に発達障害についての理解を深めましょう。

【世界自閉症啓発デー・日本実行委員会公式サイト】

☐ <https://www.worldautismawarenessday.jp/>

議会3月定例会放映のお知らせ

3月定例会のクローバーTVによる議会放映の日程です。ぜひご覧ください。

会議日	内容	クローバーTV放映日時(番組121)
3月4日(月)	一般質問	3月8日(金)午前10時～・午後7時～
3月5日(火)	一般質問	3月11日(月)午前10時～・午後7時～

問 議会事務局 ☎(55)7141